様式第七号（第十条の二関係）

許可番号０４６０９１８０４９０号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１
氏　　名　　株式会社前﨑産業
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　前﨑国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事　塩田康一　　鹿児島県知事印

許可の年月日　　令和　４年　９月２２日
許可の有効年月日　　令和　９年　９月２１日

1　事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ゴムくず，金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻，汚泥，廃油，紙くず，木くず，繊維くず

以上11種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成29年９月22日	
変更届出	令和元年６月24日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可	令和４年９月22日	

5　鹿児島市の積替え許可の有無　　有・(無)

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)